



資料は二次元コードからダウンロードできます。

「認可外保育施設を開設されている方へ(居宅訪問型の開設をお考えの方へ)」

認可外保育施設指導監督基準について ～居宅訪問型(ベビーシッター)向け～

令和8年3月 横浜市こども青少年局

保育・教育運営課

1

認可外保育施設指導監督基準(目次) (こども家庭庁)

- 第1 保育に従事する者の数及び資格
- 第2 保育室の構造、設備及び面積
- 第3 非常災害に対する措置
- 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件(該当なし)
- 第5 保育内容
- 第6 給食
- 第7 健康管理・安全確保
- 第8 利用者への情報提供
- 第9 備える帳簿類

ベビーシッター該当箇所
＝児童福祉法第6条の3第11項
に規定する業務

2

第1 保育に従事する者の数 (2(1)イ預かるこどもの数)

原則...保育に従事する者1人に対して、乳幼児1人

例外...当該乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合、
保護者の同意がある場合は、これを適用しないことができる。

3

第1 保育に従事する者の資格 (2(2)イ保育従事者の資格等)

保育に従事するすべての者が、

- ・保育士
- ・看護師(准看護師含む)

・都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修
を修了した者(次スライド参照)

のいずれかであること。

複数名ベビーシッターが
所属する場合は、全ての
ベビーシッターが有資格
である必要があります！

4

都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する 研修として認められるもの

- ①子育て支援員研修(地域保育コース)
- ②居宅訪問型保育事業に係る基礎研修
- ③家庭的保育者研修
- ④全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- ⑤指定保育士養成施設(大学等)が実施する全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

横浜市や神奈川県で
実施

②、③は現在、横浜市では実
施していません

※横浜市保育・教育運営課で開催している「ベビーシッターに対する集団指導研修」は資格を満たすための研修として認められません。

5

第2 2(2) 保育室等の構造、設備及び面積

保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

(例)玩具、救急用品等

※第2(2(2)以外の項目)、第4

→法第6条の3第11項で規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから、原則として適用しない。

6

第3 非常災害に対する措置

防災上必要な措置を講じていること。

- 火災や地震などの災害発生時における対処方法等をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。

例) 災害時の子どもの受け渡し方法

利用者宅からの避難経路、避難場所の確認

利用者宅付近の消火器具等の場所の確認

消火器等の使用方法の確認

7

第5 保育内容(1)(保育の内容)

ア 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。

イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

年齢に応じた心身の発育や発達状態については...

- ・認可外保育施設指導監督基準原文
- ・保育所保育指針(厚生労働省H30年4月)

8

第5 保育内容(1)(保育の内容)

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童へのかかわりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

9

第5 保育内容(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

- ・保育所保育指針(H30年4月)
- ・保育所保育指針解説(H30年4月)
こども家庭庁HPに掲載されています。
二次元コードからダウンロードできます。



10

第5 保育内容 (2)保育従事者の保育姿勢等

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めることが
ないよう、児童の人権に十分配慮すること。

○しつけと称する否かを問わず、児童に身体的苦痛を与えることは
犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、
言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと

～こんな関わりしていませんか？～

- ・トイレがうまくできなかった子どもを叱る
- ・嫌いな食べ物を無理やり食べさせる
- ・子どもの腕を強く引っ張る

詳細は...

よりよい保育のためのセルフチェックリスト
(こども青少年局発行)

市HP「事故防止と事故対応」

5.啓発チラシ に掲載されています。

二次元コード
はこちら↓



第5 保育内容(2)保育従事者の保育姿勢等

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとること。

(専門機関からの助言を要する場合の例)

- ・社会的援助が必要な家庭状況である場合
- ・心身の発達に遅れが見られる場合

13

第5 保育内容(3)

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

★連絡帳またはそれに代わる方法で以下内容等を連絡すること。

- ・保護者から保育者...家庭での乳幼児の様子
- ・保育者から保護者...保育中の乳幼児の様子

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

14

第6 給食(食事を提供する場合)

- (1) 調理、配膳、食器、哺乳瓶等の衛生管理を適切に行うこと。
- (2) 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む)に配慮した食事内容とすること。

15

第6 給食(食事を提供する場合)

- ・乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
- ・アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。
- ・離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。

16

第7 健康管理・安全確保(1)(児童の健康状態の観察)

登園・降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

★預かりの際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の様子を聞き取ること。

★引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察を行い、保護者へ乳幼児の状態を報告すること。

確認すべき健康状態の例

体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

17

第7 健康管理・安全確保(6)(感染症への対応)

感染予防のための対策を行うこと。

★利用児童と保育従事者間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。

例)手指の衛生や咳エチケットの実施等

18

第7 安全確保(7) (乳幼児突然死症候群に対する注意)

ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児(0歳児)を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

睡眠中...SIDS(乳幼児突然死症候群)など、
乳幼児の死亡率が多い！

19

(参考)睡眠時チェックリスト(別冊「事故防止と事故対応」参照)

適切な間隔で呼吸確認ができているか？

0歳児...5分に1回

1歳児...10分に1回

仰向けに寝かせているか？

児童の顔色が見える明るさか？

顔の周りにタオル等がかかっているか？

寝つきや睡眠中の姿勢、呼吸の状態、顔色等に異常がないか？



20

第7 安全確保(8)(安全確保)

- ア 安全計画を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮して保育の実施を行うこと。
- イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。
- ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知すること。
- エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

具体的には...?(次スライド)

21

第7 安全確保(8)(安全確保)

- ★児童の食事に関する情報や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。また、食物アレルギーのあるこどもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。
- ★窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検を実施すること。
- ★参考「子どもを事故から守る!!事故防止ハンドブック」(消費者庁)

22

第7 安全確保(8)(安全確保)

オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

キ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

- ・立入調査に代わる集団指導研修(横浜市こども青少年局保育・教育運営課で実施)
- ・消防署での訓練などに参加すること。

23

第7 安全確保(8)(安全確保)

賠償責任保険
...市の補助あり

ク 賠償責任保険に加入する等、保育中の万が一の事故に備えること。

ケ 事故発生時は速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること(次スライド参考)。

コ 事故の状況及び事故に際して採った処理について記録すること。

サ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

24

(参考)(8)ケ 横浜市への事故報告が必要なケース

- 1 死亡事故
- 2 全治30日以上の上重傷事故
- 3 不審者・盗難
- 4 置き去り・行方不明
- 5 上記に該当しないが、こども青少年局・区役所・事業者のいずれかが報告を必要と判断した場合
→区役所こども家庭支援課へ提出

25

第8 利用者への情報提供(1) (利用者へのサービス内容等掲示)

- ★利用者が見やすい位置に★
(掲示等の例)
- ・インターネットに載せる
- ・メール送付

以下の情報を、利用者の見やすい位置に掲示するとともに、子ども・子育て支援情報公表システム(通称「こcodeサーチ」)に掲載しなければならない

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・施設の名称及び所在地(又は連絡先)
- ・事業開始年月日
- ・保育提供可能時間
- ・(提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合のみ)当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・(提携している場合は)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

26

第8 利用者への情報提供(2) (利用者への書面等交付)(個人の場合)

- ・設置者の氏名及び住所(又は連絡先)
 - ★自宅とは別に事業所がある場合、事業所名、事業所住所を記載することも可
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・事業所の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・(提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情受付担当者の氏名及び連絡先

27

第8 利用者への情報提供(2) (利用者への書面等交付)(法人の場合)

- ・設置者(法人)名及び設置者住所
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・事業所の名称及び所在地
- ・事業所の管理者氏名
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・(提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・苦情受付担当者の氏名及び連絡先

28

第9 備える帳簿類等(個人の場合)

- 職員に関する帳簿等
 - ・資格を証明する書類(写)

- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等

29

第9 備える帳簿類等(法人の場合)

- 職員に関する帳簿等
 - ・職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等

- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等

- 労働関係書類
 - ・労働者名簿(労働基準法第107条)
 - ・賃金台帳(労働基準法第108条)
 - ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条) ※5年間保存が必要です!

30